

役員等報酬規程

社会福祉法人 佳翔会

社会福祉法人佳翔会 役員等報酬規程

（目的）

第1条 この規程は、社会福祉法人佳翔会（以下「法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

（報酬等の支給）

第2条 役員等には、勤務形態に応じて次の通り報酬等を支給する。

- (1) 常勤役員等については、報酬を支給することとし、役員等の身分のみに対して賞与及び退職手当は支給しない。
- (2) 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

2 役員に対して、各年度の支給総額が15,000,000円を超えない範囲とする。

（常勤役員等の報酬等の算定方法）

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額とする。
- (2) 通勤手当については、職員給与規定第15条の規定に準ずる額とする。
- (3) 常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（非常勤役員等の報酬等の算出方法）

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表2に定める額とする。
- (2) 非常勤役員等が職務のため出張をしたときは、旅費規定に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

（当法人職員給与との併給）

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している者の役員等報酬は、別表3の定めによるものとする。

（報酬の支給方法）

第6条 役員等報酬の支給時期は、次の各号による区分に応じて定める時期とする。

- (1) 当法人に就業する常勤および非常勤役員等の報酬については、毎月25日とする。ただし、当日が休日及び金融機関の非営業日の場合は、その前日とする。
- (2) 当法人に就業しない非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席または業務のため出勤した都度、支給する。
- (3) 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったと

きには、立替金、積立金等を控除して支給する。

（報酬の日割り計算）

第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、就任日から報酬を支給する。

- （1） 常勤役員等が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
- （2） 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
- （3） 本条第2号の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

（端数の処理）

第8条 この規定により、計算金額に1円未満の端数が生じたときは、次のとおり端数処理を行う。

- （1） 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- （2） 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

（公表）

第9条 当法人は、この規定をもって社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

（改廃）

第10条 この規定の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

（補則）

第11条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附 則

この規程は、平成29年6月24日より施行する。

この規程は、平成30年4月1日から一部改定する。

別表 1（常勤役員等の報酬）

常勤役員に次の報酬を支給する。

ただし、変更後の金額は、平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日まで適用する。

役職名	報酬の額（所得税等含む）	
	変更前	変更後
理事長	月額 850,000円	月額 595,000円
理事	月額 500,000円	月額 500,000円

別表 2（非常勤役員等の報酬）

非常勤役員に次の報酬を支給する。

役職名	業務内容	報酬の額（所得税等除く）
評議員	評議員会への出席	1回あたり 15,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	半日あたり 12,000円 一日あたり 18,000円
理事	理事会・評議員会への出席	1回あたり 15,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	半日あたり 12,000円 一日あたり 18,000円
監事	理事会・評議員会への出席	1回あたり 15,000円
	監事監査の実施	1回あたり 20,000円
	上記の他、法人及び施設業務のための出勤	半日あたり 12,000円 一日あたり 18,000円

別表 3（職員給与との併給）

当法人または当法人が経営する事業所に常勤職員として就業し、職員給与を支給している役員に対しては、職員給与に加えて役員報酬等を支給する。

役職名	役員報酬額（所得税等含む）
理事	月額 100,000円